

自主納税について

市税は納期内に納めましょう

市税は、納税者の皆さんが定められた期日(これを「納期限」といいます。)までに、自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

静岡市では、この税金本来の姿である自主納税を広く推進しています。

●市税の納付

市税の納付方法については、全税目(※個人市県民税(特別徴収分)・法人市民税・事業所税・市たばこ税・入湯税・鉱産税は再発行分のみ)でコンビニエンスストア店頭での納付のほか、各種決済アプリや地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」でキャッシュレス決済が可能です。詳細は次ページをご確認ください。

●金融機関での納付

<取扱い金融機関>

銀 行…静岡・清水・スルガ・三菱UFJ・みずほ・名古屋・あいち・静岡中央・三井住友
信用金庫…静岡・しずおか・焼津・島田・掛川・富士
そ の 他…静岡県労働金庫・東日本信用漁業協同組合連合会(静岡県内に所在する
店舗に限る)・静岡市農業協同組合・清水農業協同組合

QRコード(eL-QR)が印刷された納付書は、上記に加え、eL-QRに対応している金融機関や全国のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。対応する金融機関については、「eLTAX 地方税ポータルシステム」ホームページ内の「共通納税対応金融機関」をご確認ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

エルタックス 対応金融機関

検索



●コンビニエンスストアでの納付

<納付可能なコンビニエンスストア等>

セイコーマート・セブン・イレブン・デイリーヤマザキ・ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ニューデイリーヤマザキストア・ローソン・MMK設置店(イオン・ウエルシア・エスポット・静鉄ストア・ノジマ・ヒバリヤ・マックスバリュ等)

※バーコードが印刷された納付書を使用して納付できます。

※コンビニエンスストア等で納める場合は、領収書とレシートを必ず受け取り、領収書は大切に保管してください。

※納付額が一枚につき30万円以下の納付書が利用できます。

●eL-QR(eL番号)を利用したキャッシュレス納付

(1)各種ペイアプリ

ペイアプリを起動し、「公金・請求書払い」「スキャン」等の機能からeL-QRを読み取り、支払いを実行してください。利用可能なペイアプリやご利用情報等の詳細は、「地方税共同機構ホームページ」をご確認ください。

eL-QR 対応アプリ

検索



(2)地方税お支払サイトでの納付

eL-QRまたはeL番号の印刷された納付書は、お手持ちのパソコンやスマートフォン等から「地方税お支払サイト」にアクセスすることで、下記の決済が可能です。「地方税お支払サイト」トップページで「eL-QR読取」か「eL番号入力」を行い、納付書情報をお確かめの上、決済方法を選択してください。「eL番号」は、納付書に記載されています。カメラがついていないパソコン等で納付する際にご利用ください。詳細は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

地方税お支払サイト

検索

※「地方税お支払サイト」は、
地方税共同機構が運営するサイトです。

eL-QR
いつでもどこでも
キャッシュレス納付
詳細はこちら→



<納付方法>

①クレジットカード決済

画面遷移に従い、クレジットカード情報を入力し、決済を行います。利用には手数料が発生します。クレジットカード決済の場合、1,000万円以上の金額は納付できません。継続的な決済には対応していません。

②インターネットバンキング

画面遷移に従い、金融機関のWebサイトで支払い手続きを行います。事前に金融機関においてインターネットバンキングの登録が必要です。

③口座振替(ダイレクト方式)

金融機関の口座を利用し、引き落とし日を指定して直接納付することが可能です。事前に「地方税お支払サイト」での利用者ID登録及び口座情報登録が必要です。継続的な引き落としには対応していません。都度引き落とし手続きが必要です。

④ペイジー番号発行(ATM等で支払い)

画面遷移に従い、ペイジー番号を発行し、ATMやインターネットバンキング等で納付を行います。

<ご利用上の注意>

- ・各キャッシュレス決済サービスの利用限度額を超えるものはお取り扱いできません。
- ・アプリのダウンロードは基本的に無料ですが、パケット通信料は利用者の負担となります。
- ・キャッシュレス決済を利用した場合は領収書が発行されませんので、納付後すぐに納税証明が必要な方は、静岡市の指定金融機関又はコンビニエンスストア等をご利用ください。
- ・キャッシュレス決済を利用した納付で納税証明書が必要な場合は、納付手続きから2～3週間後に市役所又は市民サービスコーナーの窓口で発行可能になりますので、そちらをご利用ください。車検で使用する軽自動車税種別割納税証明書(継続検査用)のみ無料で、その他の納税証明書は有料となります。なお、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、軽自動車(軽三輪車・軽四輪車・被けん引車・小型二輪車)の車検で納税証明書の提示が原則不要になります。詳しくは31ページをご覧ください。
- ・キャッシュレス決済は科目期別(納付書)ごとに手続きが必要となります。
- ・使用できる金融機関やコンビニエンスストア、ペイアプリ等は統廃合等により変更になる場合があります。

●市税の滞納

決められた納期限内に納付しないことを滞納といいます。

滞納になりますと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないことになります。

●延滞金

市税を納期限後に納付する場合には、納期限までに納めた方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までに応じた割合で計算した額(延滞金)が本税に加算されることとなります。延滞金の率は、地方税法により納期限の翌日から一月を経過する日までは年7.3%、納期限の翌日から一月を経過した日からは年14.6%と定められています。

しかし、金利が低水準で移行していることから、延滞金特例基準割合を基にした特例が講じられています(令和2年12月31日までの期間に対応する延滞金については、特例基準割合を基にした特例が講じられていました)。

適用期間等		特例基準割合又は延滞金 特例基準割合の定義	納期限の翌日から 一月を経過する日まで	納期限の翌日から 一月を経過した日から
	本則	—	年7.3%	年14.6%
特 例	平成12年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	前年の11月30日における日本銀行法第15条第1項第1号の規定による商業手形の基準割引率+4%	特例基準割合 (年7.3%が上限)	
	平成26年 1月1日から 令和2年(2020年) 12月31日まで	前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+1%	特例基準割合 +1% (年7.3%が上限)	特例基準割合 +7.3% (年14.6%が上限)
	令和3年(2021年) 1月1日から	平均貸付割合(前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合)+1%	延滞金特例基準割合 +1% (年7.3%が上限)	延滞金特例基準割合 +7.3% (年14.6%が上限)

●差押処分

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。」と定められています。

そのため、催告書を送付したり、電話連絡したりして納付を促しています。それでもご相談や納付をされない場合は、その方の財産(動産、不動産、給料、預貯金等)を差し押さえることとなります。

●差押財産(動産・不動産)の公売

差し押さえた後、特別な理由もなく滞納が続きますと、差押財産(動産・不動産)を公売します。

●納期内納付を心がけましょう

市税を滞納されますと、このように納税者にとって不利益となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかります。この費用も貴重な皆さんの税金から支出されることになるため、市民の皆さんにとって大きな損失になります。

市税は、静岡市民皆さんの財産です。市税を有効に使うため、必ず納期内納付を心がけましょう。



納税の義務



いろいろな税金が、私たちの生活を支えるために使われています。こうした税金は、私たちで負担しなければなりません。このことは、憲法第30条に「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とはっきり示されています。また、第84条には国民を代表する国会が定めた法律によってのみ、新たな税金を決めたり、変えたりすることができるとあります。このように決められた法律に基づいて、私たちは、正しく税金を納めることが大切です。